

「医療法人設立後の手続き」について

～医療法人設立認可を受けた方へ～

医療法人は、営利を目的とする商法上の「営利法人」や、公益を目的とする「民法上の公益法人」とも違う、「医療法に基づいて設立される、公益性の高い特別な法人」です。

医療法人制度は、“安定した医療提供体制の確保”を目的として昭和25年に導入されました。その後、数回の制度改正を経て、医療を取り巻く環境も変化した現在、医療法人には次の在り方が求められています。

非営利性と公益性の徹底

- ・事実上の配当行為を厳しく抑制

医療の担い手として安定した、活力ある法人運営

- ・効率性の向上
- ・透明性の確保と情報公開

これから医療法人の役員（理事長、理事、監事）に就任する予定の皆さまには、適正な法人運営に努められるようお願いします。

葵区・駿河区における診療所の開設に関すること 医療法人の認可、届出に関すること

静岡市保健所生活衛生課 医療安全対策係
〒420-0846 静岡市葵区城東町24番1号
TEL:054-249-3159 /FAX:054-209-0540
E-Mail seikatsueisei@city.shizuoka.lg.jp

清水区における診療所の開設等に関すること

静岡市保健所 清水支所 生活食品衛生係
〒424-8701 静岡市清水区旭町6-8 清水庁舎3階
TEL:054-354-2214 /FAX:054-353-4850
E-Mail smz-hokenjo@city.shizuoka.lg.jp

各種申請書は静岡市ホームページ⇒申請書ダウンロード をご利用ください

I 今後の手続き

- 1 設立認可書を受領
- 2 法務局で設立登記をする。(2週間以内、登記完了をもって医療法人の成立)
- 3 登記済届(医療法人設立)を保健所に提出
- 4 診療所開設許可申請(有床の場合は他にも手続きがあります)
- 5 診療所開設許可(許可書受領)
- 6 (診療所法人開設後)診療所開設届及び個人開設診療所の廃止届
- 7 その他 各種手続き(保険医療機関、生活保護法指定医療機関、労災保険指定診療所指定申請、税務署、労働基準監督署、残余麻薬譲渡届など)
- 8 診療所立入検査(開設日より1か月以内に伺います。後日、保健所より検査日時を電話で御連絡します。日時に希望がある場合は、開設届の提出時に申し出てください。)

提出書類	必要部数	添付書類	提出時期	関係法令
3 登記済届	正本1部	①様式第44号(第2条関係) ②登記事項証明書(原本) ③定款の写し(理事長による原本証明)	登記完了後 速やかに	医療法第43条 組合等登記令第2条
4 開設許可申請	正本1部	①様式第3号第2条関係 ※1 ②診療所の平面図 ③診療所の周辺案内図 ④賃貸借契約書の写し(土地・建物が賃貸の場合=法人名で契約) ⑤手数料 18,600円(現金) ⑥定款の写し(理事長による原本証明)	開設予定日の20日前までに	医療法第7条第1項
6-1 開設届 (開設者=法人)	正本1部	①様式第7号第2条関係 ②医師、歯科医師 免許証(写し) ※2 原本照合 ※3 臨床研修修了登録証(管理者) ③医師、歯科医師 履歴書(原本) ④その他有資格者 免許証(写し) ※2 原本照合 ⑤その他有資格者 履歴書(原本) ※4 [エックス線装置がある場合、診療用エックス線装置設置届出書(6ヶ月以内に実施された漏えい検査結果を添付)]	開設後10日以内に	医療法施行令第4条の2第1項
6-2 廃止届 (開設者=個人)	正本1部	※4 [エックス線装置がある場合、診療用エックス線装置等廃止届出書]	廃止後10日以内に	医療法第9条第1項

※1 麻酔科を標榜する場合は、麻酔科標榜許可証の写しが必要です。

※2 原本を保健所で提示するか理事長による原本証明をしてください。

※3 H16.4.1以降に医師免許を取得した医師、H18.4.1以降に歯科医師免許を取得した歯科医師の場合

※4 診療用エックス線装置に関する書類は**管理者個人の住所、氏名での届出**となります。

(その他) 控えが必要な場合は、余分に準備してください。

立入検査時の必要書類 (定期立入検査時と同じです)

[医療安全関連書類・委託契約書・廃棄物マニフェスト・従事者健康診断結果ほか]

II 手続きの詳細

1 登記について

医療法人の成立要件は“設立の登記”です。「設立」の登記が完了した後でなければ、不動産賃貸借や物品購入といった契約行為などにおいて、第三者に対抗することができません。

保健所で医療法人設立認可書を受領した後は、事務所の所在地を所管する地方法務局で、2週間以内に“**医療法人の設立**”を登記してください。

なお、設立登記の完了後は、速やかに“登記事項証明書を添付した医療法人登記済届”(正本1部)を、生活衛生課へ届け出なければなりません。

また、同時に原本照合した定款をご提出ください。提出された定款は、窓口で閲覧に供するために使用されます。

医療法 第43条 (登記)

医療法人は、政令の定めるところにより、その設立、従たる事務所の新設、事務所の移転、その他登記事項の変更、解散、合併、清算人の就任又はその変更及び清算の終了の各場合に、登記をしなければならない。 ※ 政令=組合等登記令

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することはできない。

組合等登記令 第2条 (設立の登記)

組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内に、しなければならない。

2 医療法人を設立した後の各種手続

医療機関の開設のほか、法人格の取得に伴う各種手続を行わなければなりません。

(1) 医療機関の「開設許可」及び「開設届」

個人が開設していた医療機関を廃止して、医療法人が開設主体の医療機関を新規に開設する手続です。

※ 設立から1年以内に正当の理由がないのに医療機関を開設しない法人は、設立認可を取り消されることがあります。

医療法第65条（設立認可の取消）

都道府県知事は、医療法人が、成立した後又はすべての病院、診療所及び介護老人保健施設を休止若しくは廃止した後一年以内に正当の理由がないのに病院、診療所又は介護老人保健施設を開設しないとき、又は再開しないときは、設立の認可を取り消すことができる。

（2）保険医療機関の指定など

医療法上の取扱いが“医療法人による医療機関の新規開設”になりますので、保険医療機関の指定、残余麻薬、生活保護や労災保険指定の届出など各種の手続も、医療法人が改めて行う必要があります。

詳しくは東海北陸厚生局静岡事務所、所管保健所などの管轄機関へお尋ねください。

（3）税務上の諸手続

個人事業の廃止と、法人事業の開始手続などが必要となります。詳しくは、税務署、県財務事務所及び各市町へお尋ねください。

（4）社会保険、労働保険など

法人は、社会保険の加入が義務付けられているほか、従業員を雇用する事業者は労災保険、雇用保険の加入が必要です。

詳しくは社会保険事務所、労働基準監督署及び公共職業安定所へお尋ねください。

（5）各種契約の締結

医療機器などの売買契約、不動産賃貸借契約などについて、速やかに医療法人としての契約を締結してください。

3 法人の事務所に常に備えておくべき書類

① 定款（設立時の定款～現行定款）	⑧ 財産目録、貸借対照表、損益計算書
② 社員、役員、従業員の名簿	⑨ 監査報告書
③ 役員の就任承諾書、履歴書	⑩ 会計証拠書類
④ 許認可関係文書（認可書、許可証）	⑪ 資産台帳と関係書類（不動産登記簿他）
⑤ 会議の議事録、資料、委任状など	⑫ 官公署との往復書類
⑥ 事業計画書及び事業報告書	⑬ 法人の登記簿
⑦ 収支予算書及び収支決算書	

Ⅲ 医療法人の運営に関する注意事項

医業経営の法人化は、継続的な医療経営組織として社会的な信用が増し、個人開設と比較して長期的かつ安定的な資金調達が容易になるなどのメリットがあります。一方で静岡県保健所長への各種届出の義務、事業者（雇用主）として各種法令を遵守する義務、法人運営の透明性確保と説明責任など、役員は多くの責務を負います。

以下、主に医療法を中心に解説いたしますが、医療法人の理事長、理事、監事に就任される方は必ずお読みいただき、適切な法人運営をされるようお願いいたします。

1 定款の遵守

定款は、法人の運営に不可欠な、憲法のように重要な存在です。

医療法人の事業活動は、「医療法などの法令に反しないこと」も当然ですが、「定款の規定に基づいている」ことが問われます。法人の役員及び事務担当者は、定款の内容に精通して、適正な法人運営を行わなければなりません。

なお、定款のほか法人の運営に必要な規定（給与規定、就業規則など）も、理事会の承認を経て、明文化してください。

2 市保健所長への届出を必要とする事項

医療法人は、医療法の規定に基づき静岡県保健所長へ各種の届出を行います。法人においても、控えを保管してください。

(1) 事業報告書等及び監査報告書の届出（医療法第52条第1項）

毎会計年度終了後3ヶ月以内に、事業報告書等を届け出ます。

決算は、定款の規定に従い監事の監査を経て、理事会及び社員総会の承認を受けてください。

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| ア 提出書類 | 医療法人決算届出書（様式第37号（第2条関係）） |
| イ 添付書類 | ①事業報告書 |
| | ②財産目録 |
| | ③貸借対照表 |
| | ④損益計算書 |
| | ⑤関係事業者との取引の状況に関する報告書
（該当する取引がある場合） |
| | ⑥監事の監査報告書 |
| ウ 提出部数 | 2部（正本1部、副本1部） |

(2) 開設する病院又は診療所ごとの収益及び費用等の情報の報告（医療法第 69 条の 2 第 2 項）

毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に、経営情報を報告します。

ア 提出書類

① 病院に係る報告事項 様式 1

② 診療所に係る報告事項 様式 2

※様式は厚生労働省ホームページに掲載されています。

※（1）事業報告書等及び監査報告書の届出 と同時にご提出ください。

(3) 役員変更の届出（医療法施行令第 5 条の 13）

定款の規定により「社員総会の承認を得た法人の役員の変更」を届け出ます。

（重任の場合も届出が必要です。ただし、添付書類②については省略可）

ア 提出書類 医療法人役員変更届（様式第 44 号（第 2 条関係））

- イ 添付書類
- ① 新たに役員に就任した者の「就任承諾書」及び「履歴書」
 - ② 役員を選任した社員総会議事録の写し（理事長が原本照合）
 - ③ 任期の途中で役員が変わる場合は、辞任する方の辞任申出書
死亡による退任の場合は、除籍謄本の写し
 - ④ 理事長を選任した場合は、選任した「理事会議事録の写し」と
医師（歯科医師）免許証の写し（理事長が原本照合）
 - ⑤ 任期途中に氏の変更があった場合は、戸籍抄本の写し

・新任役員の選任に際しては、医療法第 46 条の 5 第 5 項に該当しないことを、「身分証明書」等で確認すること。

※ 証明書を市保健所長に提出する必要はありません。

・役員の重任の場合でも、役員変更届は必須となります。

(4) 登記の届出（医療法施行令第 5 条の 12）

登記事項の変更登記をしたときは、遅滞なく登記の完了を届け出ます。

ア 提出書類 医療法人登記済届

イ 添付書類 法人の登記事項証明書

医療法人の登記事項 [医療法 43 条第 1 項、組合等登記令第 2 条、第 3 条及び第 6 条]

- | | | |
|-------------|---|---------------------------|
| ① 目的及び業務 | } | 変更後若しくは認可書到達後 2 週間以内に登記 |
| ② 名称 | | |
| ③ 事務所の所在地 | | |
| ④ 理事長の住所、氏名 | | ⇒ 理事長選出後、2 週間以内に登記 |
| ⑤ 資産の総額 | | ⇒ 決算を社員総会で承認した後、2 週間以内に登記 |

